

平成 30 年 第 5 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 30 年第 5 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 30 年 5 月 18 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 30 年 5 月 18 日 午前 9 時 00 分				
	閉会	平成 30 年 5 月 18 日 午前 10 時 40 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番 5 番	立山 富士雄	席番 6 番	神宮司 順子		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡	次長兼農地係長	高迫		
	主幹兼係長	新村	主任主査	永野		
	主任主査	中尾	主任主査	圖師		
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 42 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第 43 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 45 号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第 46 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について</p> <p>議案第 47 号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名について</p> <p>議案第 49 号 農業委員会活動の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>議案第 50 号 農業委員会活動の平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p>
-----------------------	---

議長	山下	<p>ただいまから、平成 30 年第 5 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 5 番、立山委員と、席番 6 番、神宮司委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、立山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立山	<p>あっせんが成立しましたので報告いたします。4 ページの 19 番、20 番、21 番、〇〇さんの分でございます。</p> <p>まず 19 番の宇山ノ前 1970 番 5 の田 1,940 m²ですが、譲受者は志布志町安楽〇〇番〇の〇〇さんです。〇〇さんは、大規模な稲作と園芸等をされております。あっせん成立日は 4 月 23 日で価格は 873,000 円でした。</p> <p>続いて 20 番ですが、日鎌 2133 番の畑 311 m²ですが、譲受者は有明町蓬原〇〇番地〇の〇〇さんです。お茶を経営されており認定農業者であります。あっせん成立日は 4 月 23 日で価格は 124,400 円でした。</p> <p>続きまして 21 番の日鎌 2159 番 1、2164 番 1 の畑、1,942 m²ですが譲受者は有明町蓬原〇〇番地の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。お茶を経営されており認定農業者であります。あっせん成立日は 4 月 23 日で価格は 776,800 円でした。あっせん委員は、吉國委員と私、立山でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、坂元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂元	<p>会長より依頼のありました番号 22 があっせん成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>土地は、新橋山添 5352 番、畑、5,492 m²で、譲受者は松山町新橋〇〇番地〇の〇〇さんです。〇〇さんは、認定農業者であり、ご両親と酪農を営</p>

		<p>まれており、申請地には牧草を作付けされるとのことです。</p> <p>あっせん成立は5月8日、価格は、総額215万円で成立いたしました。</p> <p>あっせん委員は、私と福岡委員でした。</p> <p>なお、他に〇〇さんより2筆のあっせん依頼がでておりましたが、あっせんの途中で貸し借りとなったため、あっせん取下げ願いが提出されております。以上、報告をおわります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>ただいま、坂元委員より〇〇さん分につきまして、あっせん取下げの報告がありましたが、打ち切りということでご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしということですので、打ち切りといたします。</p> <p>次に、隈元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>あっせんが成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>議案は4ページの23番です。</p> <p>土地は、尾野見大窪3197番2、畑、2,141㎡で、譲受人は松山町尾野見〇〇番〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者で生産牛25頭、飼料7ha作付けされております。あっせん成立は5月8日、総額42万円でした。あっせん委員は福岡委員と私でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、吉國委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉國	<p>24番を報告いたします。</p> <p>土地は、野神大堀3454番1、畑、3,185㎡で、譲受人は有明町蓬原〇〇番地の〇〇さんでございます。お茶を経営されております。</p> <p>私と立迫委員であっせんをいたしました。総額1,433,000円でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、坂中委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>あっせんが成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>議案は5ページ25番に示してございますが、土地は蓬原小松1542番2、田、2,899㎡で、譲受人は、志布志町安楽〇〇番〇にお住まいの〇〇さんです。〇〇さんは、農業生産法人の大規模農家でありまして、稲作を中心</p>

<p>議長 山下</p>	<p>に経営されております。</p> <p>あっせんの成立日は5月8日、総額869,700円で行いました。あっせん委員は、上野委員と坂中でした。以上で報告を終わります。</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>5月1日、農地利用最適化推進委員の辞令交付式及び研修を行いました。</p> <p>5月2日、市長報告と挨拶を兼ね、訪問を行いました。</p> <p>新しい農業委員会体制の報告、及び、農業委員会制度について話を行いました。</p> <p>5月10日、県農業会議の監査が鹿児島市で開催されました。</p> <p>5月16日、農業公社研修生の審査会が市役所本庁で開催されました。今回は、2家族4人で、研修生の育成が期待されるところであります。</p> <p>次に、日程第4、議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、6件の申請でございます。</p> <p>まず、7ページ、番号37番を審議いたします。</p> <p>坂元委員説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 坂元</p>	<p>会長より依頼のありました、番号37を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、兵庫県明石市朝霧山手町〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、松山町道の駅から都城方面に2キロ進み、500メートルほど右に入った所にあります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で野菜と甘藷を栽培しております。申請地には甘藷を作付けするとのことです。</p> <p>農機具は、トラクター、軽トラを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 38 番を審議いたします。 同じく、坂元委員説明をお願いいたします。
委員	坂元	会長より依頼のありました、番号 38 番を報告いたします。 譲渡人は、大阪府大阪市平野区長吉六反〇丁目〇〇番〇ー〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、〇〇さん宅から約 400 メートルの所にあります。 〇〇さんは、家族 4 人で製茶業を営まれており、申請の土地は〇〇さんが長年管理されてこられました。 農機具は、乗用摘裁機、防除機を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、8 ページ、番号 39 番を審議いたします。 番号 39 番と番号 40 番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思ひますがご異議ありませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 吉野委員説明をお願いいたします。
委員	吉野	会長より依頼のありました、番号 39 と 40 を報告いたします。

まず、番号 39 ですが、譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。

申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、志布志小学校前の県道を北の方へ前川沿いを上って行きますと佐野原に上がりますが、それから直線を 150 メートルぐらい行った右手に〇〇さんの倉庫がございますが、その北側の隣でございます。

本人宅からは、車で約 12 分のところでございます。

〇〇さんは、認定農業者であり、農業生産法人として、従業員 11 人を雇用しピーマンときゅうりを栽培されています。

もともと譲り渡し人のハウスがあり、ここには、ピーマンときゅうりを植えるということです。

農機具は、トタクター 2 台と管理機 3 台を保有されています。

次に、番号 40 を報告いたします。

譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく、志布志市志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇株式会社代表取締役 〇〇さんでございます。

申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、先ほど説明しました〇〇さんのハウスの隣でございます。ここにもハウスを建ててきゅうり、ピーマンを作付けすると話をされておりました。

以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。

以上、報告を終わります。

はい、ご苦労さまでした。

まず、番号 39 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

議長 山下

会場 委員

(なし)

議長 山下

ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場 委員

(異議なし)

議長 山下

異議なしと認めまます。

次に、番号 40 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ござ

		<p>いませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 41 番を審議いたします。</p> <p>長岡委員説明をお願いいたします。</p>
委員	長岡	<p>会長より依頼のありました、番号 41 を報告させていただきます。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇ー〇号〇〇にお住まい の〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まい の〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、旧八野 小学校から馬庭自治会に進み、三文字を右へ 100 メートル行った右側の水 田であります。</p> <p>本人宅からは、200 メートルのところがございます。これまでも、譲受 人の〇〇さんが作付けされ、買っていただきたいとのことであります。</p> <p>〇〇さんは、家族で水稻、青果用甘藷等を作付けしております。申請地 には普通水稻を作付けする予定とのことであります。</p> <p>農機具は、トラクター 3 台、田植え機一式を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条 の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、9 ページ、番号 42 番を審議いたします。</p> <p>萩迫委員説明をお願いいたします。</p>

委員	萩迫	<p>会長より依頼のありました、番号 42 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの有限会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、産業道路の字尾の交差点から大崎方向へ行きますと JA あおぞらの工場がありますがそこからさらに 800 メートル程行きまして、西へ 100 メートルの所にございます。</p> <p>本人宅からは、徒歩で約 2 分のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、お茶と大麦を栽培されており、申請地には野菜を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、大型トラクター 2 台とお茶の機械一式を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 4、議案第 41 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 5、議案第 42 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>11 ページ、番号 15 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、長岡委員の 報告をお願ひいたします。</p>
委員	長岡	<p>議案第 42 号、番号 15 番を報告させていただきます。</p> <p>調査日は 5 月 7 日、調査委員は矢野委員、宮脇委員と私と事務局より 2 人、農政畜産課職員 1 人同席されました。</p> <p>申請人は、宮崎県宮崎市日ノ出町〇〇番地〇の株式会社〇〇代表取締役</p>

		<p>〇〇さんです。</p> <p>譲渡人は、有明町野井倉〇〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、宮崎県宮崎市日ノ出町〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでありました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙総会資料は9頁から11頁であります。</p> <p>除外の目的、変更後の用途は太陽光発電施設であります。</p> <p>場所は、市道吉村山之口1号線から坪山自治会へ1キロ程行った右側にあります。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側は雑種地、南側は公衆用道路、西側は畑です。排水につきましては、市道の側溝を利用するとのこととあります。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号16番を 審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、長岡委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	長岡	<p>議案第42号、番号16番を報告させていただきます。</p> <p>調査日は5月7日、調査委員は矢野委員、宮脇委員と私と事務局より2名が同席されました。</p> <p>申請人は、宮崎県宮崎市日ノ出町〇〇番地〇の株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さん、譲受人は、宮崎県宮崎市日ノ出町〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取</p>

		<p>締役 ○○さんです。立会人は、株式会社○○の○○さんでした。別紙総会資料は 12 頁から 14 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市道山之口 1 号から坪山自治会方向へ 1 キロ程入った右側にあります。</p> <p>除外の目的、変更後の用途は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は公衆用道路、西側も公衆用道路です。排水は、市道の側溝に流すとのこととであります。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、 番号 17 番を 審議いたします。</p> <p>番号 17 番は、立山委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、立山委員には、ここで、退席をお願い いたします。</p> <p>(立山委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、現地を調査された矢野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	矢野	<p>議案第 42 号、番号 17 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 5 月 7 日、調査委員は長岡委員、宮脇委員と私と事務局です。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野神○○番地○ ○棟の○○さんです。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町山重○○番地○にお住まいの○○さん、譲受人は、志布志市有明町野神○○番地○ ○棟にお住まいの○○さんです。</p> <p>立会人は、○○さんでした。</p>

		<p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙総会資料は 15 頁から 17 頁になります。</p> <p>場所は、国道 269 号芝用交差点から都城方向へ約 1 キロ進んで左へ 100 メートルのところ です。</p> <p>除外の目的、変更後の用途は農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側は畑、南側は公衆用道路、西側は畑です。排水につきましては、南側の道路側溝になります。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。それでは、番号 17 番を審議いたしま す。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで立山委員の入室を許可します。</p> <p>(立山委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に、番号 18 番を 審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、矢野委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	矢野	<p>議案第 42 号、番号 18 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 5 月 7 日、調査委員は長岡委員、宮脇委員と私と事務局です。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、譲受 人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人 は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙 総会資料は 18 頁から 20 頁になります。</p>

		<p>場所は、市役所有明本庁より西へ約6.4キロ進んだ野神の牧原になります。</p> <p>除外の目的、変更後の用途は農家住宅、車庫、倉庫です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は宅地、南側は畑、西側も畑です。排水は、公衆用道路の側溝です。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号19番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、立迫委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	立迫	<p>議案第42号、番号19番について報告いたします。</p> <p>調査日は5月7日、調査委員は吉野委員、上野委員と私立迫です。別紙総会資料は21頁から24頁になります。始末書も添付してあります。</p> <p>申請人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、本人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、松山町の尾野見小学校から市道中原栢木線を宮下方面へ600メートル程進み、東側の市道栢木桑木迫線を南へ600メートル進んだ所に位置します。</p> <p>除外の目的、変更後の用途は農家住宅、その他農業用倉庫、堆肥倉庫です。</p>

		<p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は公衆用道路、西側は宅地です。既に転用されていましてので始末書案件でした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませ</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませ</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、 番号20番を 審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、立迫委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	立迫	<p>続きまして、議案第42号、番号20番について報告いたします。</p> <p>調査日は5月7日、調査委員は吉野委員、上野委員と私と事務局です。別紙総会資料は25頁から27頁になります。</p> <p>申請人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇 〇〇団地〇〇号の〇〇さん</p> <p>です。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇 〇〇団地〇号にお住まいの〇〇さん</p> <p>です。親子になります。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、先ほど19番で説明した所にあります。</p> <p>除外の目的、変更後の用途は農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は公衆用道路、西側は宅地です。排水は、道路側溝があります。合併浄化槽なので、基準に基づき正しく排水されるよう指導いたしました。</p>

		<p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第42号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>13ページ、番号3番を審議いたします。</p> <p>番号3番は、先ほどの議案第42号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号20番で審議されましたところの4条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請につ</p>

委員	吉野	<p>いてを議題といたします。</p> <p>最初に、15 ページ、番号 27 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された吉野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 44 号、番号 27 番について報告いたします。</p> <p>別紙総会資料は 28 頁から 31 頁になります。</p> <p>調査日は 5 月 7 日、調査委員は上野委員、立迫委員と私、事務局の出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地の〇〇です。譲受人は、鹿児島市住吉町〇〇番〇号にお住まいの〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、工業団地の造成が行われているところで、安楽川沿いの国道 220 号線の南側、元線路址周辺になります。</p> <p>転用目的は工業用地造成でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側も公衆用道路、西側は河川です。排水は、大きな排水溝がありそこを利用するとのことでした。</p> <p>申請地は、都市計画地域の用途区域が定められた区域内にあるため、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、16 ページ、番号 28 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された吉野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>議案第 44 号、番号 28 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 5 月 7 日、調査委員は上野委員、立迫委員と私でございます。</p>

譲渡人は、熊本県熊本市西区花園〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんと、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇の〇〇さん、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇の〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。

申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙総会資料は32頁から34頁になります。

場所は、志布志市街地の郵便局前の市道昭和弓場ケ尾線を北へ700メートル進んで上の台地に上がり、三叉路を左へ50メートル進んだ南側の土地でございます。

転用目的は貸家の建築でございます。

周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側も公衆用道路、南側は畑、西側は宅地です。排水につきましては、北側にある既設の排水を利用することでした。指導内容として、西側に段差があるため、土留については留意するよう話をいたしました。

申請地は、都市計画地域の用途区域が定められた区域内にあるため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 山下

はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場 委員

(なし)

議長 山下

ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。

会場 委員

(異議なし)

議長 山下

異議なしと認めます。

次に、番号29番を審議いたします。

現地を調査された上野委員の報告をお願いいたします。

委員 上野

議案第44号、番号29番について報告いたします。

調査日は5月7日、調査委員は吉野委員、立迫委員と私でした。

譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

		<p>立会人は、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙総会資料は35頁から37頁になります。</p> <p>場所は、山宮神社から市道町原の方へ300メートル行き、そこから西へ100メートル進んだ所にあります。</p> <p>転用目的は一般住宅であります。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側は宅地、西側は公衆用道路です。排水は、側溝がございます。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみましたので、審議のほどをよろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号30番を審議いたします。</p> <p>番号30番は、坂中委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、坂中委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(坂中委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>議案第44号、番号30番について報告いたします。</p> <p>調査日は5月7日、調査委員は長岡委員、矢野委員と私、事務局から2人同行されました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p>

		<p>立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙総会資料は38頁から40頁になります。</p> <p>場所は、県道志布志有明線を、有明本庁より南西の宇都鼻方面へ約1.4キロ進み、左折して100メートル行った右手です。〇〇さんの家の隣の土地でした。</p> <p>転用目的は一般住宅です。現在、息子さんが借家ですので今回の申請になりました。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側も畑、西側は宅地です。排水は、道路側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ</p> <p>いませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること</p> <p>にご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで坂中委員の入室を許可します。</p>
委員		(坂中委員 入室)
議長	山下	<p>次に、17ページ、番号31番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された矢野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	矢野	<p>議案第44号、31番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は5月7日、調査委員は長岡委員、宮脇委員と私、それから事務局出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇有限会社代表</p>

		<p>取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇有限会社の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙総会資料は41頁から43頁になります。</p> <p>場所は、志布志市役所より南東へ約4.1キロ進み、通山保育園入口から東へ500メートルのところですか。</p> <p>転用目的は駐車場です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は公衆用道路です。排水は、駐車場でありますので西側の公衆用道路側溝へ流れるよう指導いたしました。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号32番を審議いたします。</p> <p>番号32番は、先ほどの議案第42号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号20番で審議されましたところの5条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)

議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第45号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>まず、19ページ、番号13番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、上野委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	上野	<p>議案第45号、番号13番を報告いたします。</p> <p>調査日は5月7日でした。調査委員は吉野委員、立迫委員と私であります。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙説明資料は44ページから46ページです。</p> <p>場所は、安楽小学校から平城方面へ進み平野公民館の北側になります。周囲の状況ですが、北側は畑、東側は宅地、南側も宅地、西側も宅地です。</p> <p>ここは、戦時中の通信施設の入口があり、コンクリート敷になっているため、耕作及び農地への復旧が困難となっておりました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号14番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、立迫委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	立迫	<p>議案第45号、番号14番について報告します。</p>

		<p>別紙説明資料は 47 ページから 50 ページになります。</p> <p>調査日は 5 月 7 日、調査委員は吉野委員、上野委員と私と、事務局 1 人が同行されました。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志から田ノ浦方面に向かう県道 65 号南之郷志布志線にある森山小学校を過ぎて市道森山出水線を 200 メートル進んでから左折し、北東へ 2 キロ進んだ所に位置していました。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は山林、東側は公衆用道路、南側は山林、西側も山林です。</p> <p>現地は、車が入れないような状況で、昭和年代に販売目的で造園用の木が植栽されていたということで、大きく成長し、その後、20 年以上経過し山林化しておりました。農地への復元は困難です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、20 ページ、番号 15 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、長岡委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	長岡	<p>議案第 45 号、番号 15 を報告させていただきます。</p> <p>調査日は 5 月 7 日、調査委員は矢野委員、宮脇委員と私と、事務局 2 人でした。</p> <p>申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。</p> <p>立会人は〇〇さんでありました。</p>

		<p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりであります。別紙説明資料は51ページから53ページであります。</p> <p>場所は、市道吉村山之口線を室太郎自治会の公民館がありますが、それより右へ500メートル入った場所であります。お茶畑の奥の方でした。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は山林、東側も山林、南側は原野、西側は山林です。</p> <p>20年以上前から耕作しておらず、周囲の山林に取り込まれるかのように山林化したものでした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号16番を審議いたします。
		同じく、現地を調査された、長岡委員の説明をお願いいたします。
委員	長岡	次に、番号16番を報告させていただきます。
		調査日は5月7日、調査委員は矢野委員、宮脇委員と私と、事務局2人でした。
		申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんであります。
		立会人は〇〇さん本人でありました。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙説明資料は54ページから56ページになります。
		場所は、県道志布志福山線より市道山之口土江線へ入り、それから左へ200メートル行った都城志布志道路の外側に位置する場所でありました。
		周囲の状況では、北側は山林、東側は宅地、南側は公衆用道路、西側も公衆用道路であります。

		<p>狭小な傾斜地でありまして、高規格道路が通ったことにより、営農に非常に不便となり、また、20年以上耕作しておらず、原野化しておりました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号17番を審議いたします。
		現地を調査された、宮脇勇委員の説明をお願いいたします。
委員	宮脇勇	議案第45号、番号17番について報告します。
		調査日は5月7日、調査委員は長岡委員、矢野委員と私と、事務局2人でした。
		申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別紙説明資料は57ページから59ページになります。
		場所は、国道220号線の押切信号を南へ300程入り、左折して旧鉄道線路沿いあります。
		30年以上前に道路拡張により埋め立てられ、田として利用できなくなったものです。周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側は山林、南側は雑種地、西側も雑種地です。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、21 ページ、番号 18 番を審議いたします。 同じく、現地を調査された、宮脇勇委員の説明をお願いいたします。
委員	宮脇勇	議案第 45 号、番号 18 番について報告いたします。 調査日は 5 月 7 日、調査委員は長岡委員、矢野委員と私と、事務局 2 人でした。 申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、別紙説明資料は 60 ページから 62 ページになります。 場所は、県道 523 号線の志布志有明線の宇都鼻信号より本庁の方へ 1 キロ程行き、左折して 200 メートル入った所を右折した平山公民館の隣です。 昭和 58 年から平成 8 年にかけて、隣接宅地の住宅を増築した際に、この土地まで敷地とし、農地に復旧することができなくなったものです。 周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側は畑、南側も畑、西側は宅地です。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 19 番を審議いたします。 現地を調査された、矢野委員の説明をお願いいたします。
委員	矢野	議案第 45 号、19 番について報告いたします。

		<p>調査日は5月7日、調査委員は長岡委員、宮脇委員と私と、事務局でした。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別紙説明資料は63ページから62ページになります。</p> <p>場所は、県道有明線野神小学校から北へ約2キロメートル、旧インフラテック有明工場の西側です。</p> <p>20年以上耕作されておらず、竹木や雑草が生い茂り、また、所有者は亡くなられており原野化しておりました。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は原野、東側は公衆用道路、南側は畑、西側は原野です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって日程第8、議案第45号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第46号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。
		事務局の説明をお願いします。
主任主査	中尾	はい、議長。
		それでは、議案第46号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、23ページでございます。
		非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。

始に、番号18の願出人は、熊本市西区花園〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。

土地は、志布志町志布志字松尾堀2074番2 畑24㎡でございます。

申請地は、志布志郵便局から市道昭和・弓場ヶ尾線を北へ約700メートル程進んだところのT字路を左折し、西へ約80メートル進んだところの南側の土地でございます。現在、宅地化しております。

続いて、番号19の願出人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんと、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。

土地は、志布志町志布志字新堀1200番 畑450㎡でございます。

申請地は、町原・弓場ヶ尾線沿いにあるホームマン北山大原店からあゆみ保育園の方向へ約250メートル程進み、その交差点を右折し、南南西へ約50メートル進んだところの東側の土地でございます。現在、原野化しております。

続いて、番号20の願出人は、鹿屋市西原〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。

土地は、志布志町帖字大二反野9055番3 畑1,099㎡と、同じく9056番1畑3,815㎡でございます。

申請地は、志布志から夏井方面へ向かう国道220号線の火葬場入り口の交差点を左折し北へ進み、市道外牧線へ乗り約1.5キロメートル進み、市道益倉線へ入り、別府の方向へ約1km進み、T字路を右折し、北へ約1.5キロメートル進んだところの西側の土地でございます。現在、原野化しております。

最後に、番号21の願出人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、有明町蓬原字前畑3094番2 田665㎡と、同じく3094番3 田 521㎡、同じく3094番4 田 405㎡でございます。

申請地は、志布志市立蓬原小学校より、県道513号宮ヶ原・大崎線を、北へ約3.5キロメートル進んだところを右折し、農道へ入り約300メートル進んだところの南側の土地でございます。現在、原野化しております。

現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号18から20を萩迫委員、山迫委員、池添委員、番号21を福岡委員、吉國委員、樽野委員で、ご提案いたします。

以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長	山下	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第9、議案第46号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。 次に、日程第10、議案第47号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。 それでは、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局で説明いたします。
主幹兼係長	新村	議案第47号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。 議案書は、25頁から87頁となっております。 まずは、議案書25頁の利用権設定の総括表を説明いたします。 公告日は平成30年5月31日で、始期は平成30年6月1日となります。設定期間が、7か月から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。 利用権の設定面積は、田が10万6,407㎡、畑が26万9,730.20㎡で、合計しますと37万6,137.20㎡となり、うち更新分は3万1,751㎡となっております。 利用権の設定をする者の数が149名で、利用権の設定を受けようとする者の数が49名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より100名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、26頁から83頁の明細表をご確認ください。 次に、利用権の転貸について、議案書84頁の総括表でご説明申し上げます。 公告日は平成30年5月31日で、始期が平成30年6月1日であります。設定期間は1年11か月から10年です。

		<p>地目別の内訳は、田が4,928㎡、畑の2万2,367㎡です。合計しますと2万7,295㎡です。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は4名であります。詳細につきましては、85頁から87頁の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第47号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>最初に26ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>番号1番は、隈元委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、隈元委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(隈元委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、26ページ 番号1番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで隈元委員の入室を許可します。</p> <p>(隈元委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に26ページ、番号2番を審議いたします。</p> <p>番号2番は、長岡委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、長岡委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(長岡委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、番号2番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>

会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで長岡委員の入室を許可します。
		(長岡委員 入室)
議長	山下	次に、番号3番を審議いたします。
		番号3番は、立山委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、立山委員には、ここで、退席をお願いいたします。
		(立山委員 退席)
議長	山下	それでは、番号3番につきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで立山委員の入室を許可します。
		(立山委員 入室)
議長	山下	次に27ページ、番号4番を審議いたします。
		番号4番から30ページ番号15番までは、諏訪委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第31条の規定により、諏訪委員には、ここで、退席をお願いいたします。
		(諏訪委員 退席)
議長	山下	それでは、これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで諏訪委員の入室を許可します。
		(諏訪委員 入室)
議長	山下	次に、31ページ、番号16番を審議いたします。
		番号16番は、池袋委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第31条の規定により、池袋委員には、ここで、退席をお願いいたします。
		(池袋委員 退席)

議長	山下	それでは、これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 ここで池袋委員の入室を許可します。 (池袋委員 入室)
議長	山下	次に、31 ページ、番号 17 番から、83 ページ、番号 158 番までと、25 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。 これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。 85 ページ、番号 1 番から、87 ページ、番号 5 番までと、84 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。 これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第 10、議案第 47 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
議長	山下	次に、日程第 11、議案第 48 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。 事務局で説明いたします。
次長兼係長	高迫	はい議長。 それでは、議案第48号の農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。

議案書は87ページとなっています。

番号15番の申出者〇〇さんは、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町安楽字上原5398番2 田978㎡の1筆です。

土地の場所は、J A あおぞら A コープ前の県道志布志・有明線を志布志方向に約1.5 km 進んだ志布志町安楽の上門集落の〇〇さん宅前の公衆道路を北へ150m 進んだところにある道路を左へ入った、2番目の田になります。田は、現在、耕運されております。

あっせん委員の指名につきましては、吉野委員と神宮司委員でご提案いたします。

番号16番の申出者〇〇さんは、曾於市末吉町南之郷〇〇番地〇にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、松山町泰野字大坂2423番地2 畑で3,390㎡と、松山町泰野字大坂2447番地2 畑で1,412㎡の2筆です。

土地の場所は、松山町泰野にあるJ A そお松山支所から1.2 km ほど東の方向に進んだ所にある、大坂霊園前を、さらに公衆道路を350メートル東の方向へ進んだ四差路を左折し、山手の方向へ330メートル進んだ突き当たりの右側が2423番地2、3,390㎡の畑で左側が2447番地2、1,412㎡の畑になります。

2筆の畑とも、現在、耕運されております。

あっせん委員の指名につきましては、福岡委員と白坂委員でご提案いたします。

番号17番の申出者〇〇さんは、鹿屋市笠之原町〇〇番地〇〇にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町蓬原字上ノ段1062番地1 田963㎡と、有明町蓬原字山ノ前1963番地1 田1,148㎡の2筆です。

土地の場所は、まず、1062番地1の田については、宇都中学校から宇都鼻交差点へ進み、交差点を右折後800メートル志布志市役所本庁方向へ進んだ道路横右側にあります。

次に、1963番地1の田の場所は、J A あおぞら蓬原支所から大崎方向へ向かう市道を670メートルほど大崎方向へ進み、さらに左へ公衆道路を左折すると、入り口から3番目にある田になります。

<p>議長 山下</p>	<p>2筆の田は、現在、イタリアンが刈り取りされている状況でした。 あっせん委員の指名につきましては、吉國委員と諏訪委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 11、議案第 48 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、日程第 12、議案第 49 号、農業委員会活動の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局で、説明をいたします。</p>
<p>局長 福岡</p>	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、日程第 12、議案第 49 号、農業委員会活動の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認についてを、ご説明申し上げます。</p> <p>この案件につきましては、本年 3 月の定例総会の議案第 25 号で、30 年 2 月までの実績等を報告し、決定を いただいた ところで ございます。</p> <p>その後、3 月分等を 調整した結果、議案書 96 ページ「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」の、「1 農地法第 3 条に基づく許可事務」につきまして、1 年間の処理件数 129 件が 141 件に、同ページ下の「2 農地転用に関する事務」の 1 年間の処理件数に 3 月分を 7 件足しまして 78 件となっております。</p> <p>この調整をおこなった後、市のホームページに、4 月 1 日から 4 月 30 日まで、1 ヶ月間 掲載致しまして、市民の意見を募集した ところで ございます。</p> <p>1 ヶ月間、市民の意見を 聞いたわけではありますが、意見等は ありません</p>

		<p>でした。</p> <p>そのことにより、再度、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきまして、御承認いただくものでございます。</p> <p>以上で、説明を 終わります。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 12、議案第 49 号、農業委員会活動の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認については、決定しました。</p> <p>次に、日程第 13、議案第 50 号、農業委員会活動の平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明をいたします。</p>
局長	福岡	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、日程第 13、議案第 50 号、農業委員会活動の 平成 30 年度の目標 及び その達成に向けた 活動計画の 承認についてを、ご説明申し上げます。</p> <p>議案第 49 号でも、申し上げましたが、この案件に つきましても、本年 3 月の定例総会の 議案第 26 号で、決定をいただき、市民の意見を聞くため、市のホームページに、4 月 1 日から 4 月 30 日まで、1 ヶ月間掲載したところでございます。</p> <p>その結果、意見等は ありませんでしたので、再度、平成 30 年度の 目標及びその達成に向けた 活動計画として 承認をいただくものです。</p> <p>ご審議方、よろしく お願い申し上げます。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>

会場 委員
議長 山下

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、日程第 13、議案第 50 号 農業委員会活動の 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認については 決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

これで、本日の会議を終了いたします。

ご苦労様でした。